

メガソーラー設置事業
株式会社九電工と
基本協定を締結しました



▲握手を交わす山本泰弘佐賀支店長(右)と横尾市長

12月18日、多久市と株式会社九電工(福岡市)は、多久市メガソーラー設置事業の基本協定締結を行いました。設置場所は、多久町の公共下水道施設「多久みず環境保全センター」内の敷地(南側17,430㎡)です。

今後同社は、ソーラーパネル約4,500枚を設置し、1,088kw、一般家庭約310世帯分の発電を見込んでいます。発電開始は9月の予定です。

市議会
定例会

一般会計予算8千304万1千円を減額補正

■問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112

多久市議会12月定例会が、12月3日から18日までの16日間の会期で開かれ、20議案が審議・可決・承認されました。主なものは次のとおりです。

▼多久市防災会議条例及び多
久市災害対策本部条例の一
部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正に伴い、本部委員の増など条例の一部を改正するものです。

▼多久市定住促進条例の一部
を改正する条例

定住奨励金事業の期限を平成27年3月31日まで延長して行うため、条例を改正するものです。

▼平成24年度
一般会計補正予算(第5号)

補正予算の主なものは、

- ・不活化ポリオ、四種混合ワクチン予防接種開始に伴う予防接種医師委託料等の増額 687万7千円
- ・各保育所の運営にかかる保育所運営負担金の増額 893万9千円
- ・合併処理浄化槽設置事業補助金の増額 229万8千円

今回、一般会計の歳入歳出予算は、スクールバス購入費の減額、人件費の減額、区画効果促進費の減額などにより8千304万1千円の減額補正を行いました。予算総額は133億786万5千円で、前年度比22.9%増となりました。

1月は固定資産税(償却資産)の申告期間です

■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産税の償却資産とは土地・家屋以外で、事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。(地方税法 第383条)

□申告する必要がある事業主

- ・一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です。

□申告の対象となる資産

- ・事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具など。
- ・事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- ・耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

□申告の必要がないもの

- ・耐用年数が1年未満の資産。
- ・取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。
- ・取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの。

所得税の確定申告との違い

- ・平成25年1月1日現在で所有している資産を計上してください。
- ・資産の取得金額の計上について、圧縮は認められません。
- ・減価償却は定率法により評価額を算出します。

- ・家屋として固定資産税が課税されているもの。
- ・リース(賃貸)により使用しているもの。
- ・自動車税または、軽自動車税が課税されているもの。
- ・多久市以外の市町村に有するもの。
(その資産が所在する市町村に申告してください)

□申告の期限 平成25年1月31日(木)

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成25年度の固定資産税が課税されます。

※昨年申告された方には、申告用の書類を郵送します。今回初めて申告される方は、税務課までお問い合わせください。